水道水中における放射性物質のモニタリング結果

- ■測 定 機 関 福島県衛生研究所、福島県食肉衛生検査所
- ■分 析 装 置 ゲルマニウム半導体検出器
- ■検査頻度 週3回
- ■測 定 方 法 水道水などの放射能測定マニュアル(厚生労働省)
- | 採水年月日 | 2025年9月2日、4日、7日、9日、11日、14日、16日、18日、21日、23日、25日、28日、30日

	採水場所	水源	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	
小滝平浄水場		大船水源(表流水)	不検出	不検出	不検出	
	小山浄水場	木戸川(ダム放流水)	不検出	不検出	不検出	

- ※いずれの検体も、9月30日時点で放射性物質は不検出です。※「不検出」とは、一定の条件で測定機器が検出できる最小値 (1Bq/kg)未満であることを示しています。※現在、広野町内の水道水は、小滝平浄水場および小山浄水場より給水しています。
- ※検査機器の不具合のため、福島県衛生研究所及び福島県食肉衛生検査所にて週3回の検査となっております。 詳細については企業団ホームページをご確認ください。

《参考》検査日現在の目標値

(単位:Bq/kg) ※これまで暫定規制値が設定されていた 放射性ヨウ素については、半減期が短 く、平成23年7月15日以降の検出報告 がないことから、国の規制の対象から除

外されました。

皇品衛生法の規定に基づく 新たな基準による目標値	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	
新たな基準による目標値	_	10		

水道修理当番表

指定給水工事業者名	年月	令和7年11月	令和7年12月
北陽管工衛	☎ 0240-27-3419	28~88	21⊟~27⊟
(有)吉田鉄工所	☎0240-27-3241	16⊟~22⊟	78~138,288,298
(有)山忠設備工業	☎0240-27-3311	23⊟~29⊟	30⊟、31⊟
草野建設㈱	☎0240-25-3121	1 ⊟、30⊟	1⊟~6⊟
(有)吉田設備	☎090-3982-3422	9⊟~15⊟	14⊟~20⊟

広野町内ごみ収集カレンダー 1 A 火 水 木 金 2 3 可燃 4 小方 5 不燃 6 可燃 7 9 10 可燃 11 小方 12 カン 13 可燃 14 15 16 17 可燃 18 小方 19 ビン 20 可燃 21 22 23/30 24 可燃 25 炒方 26 27 可燃 28 **29**

,	12	December	er O	្		*	× 1:	
	B	月	火	水	木	金	±	
13		1 可燃	2 (外方	3 不燃	4 可燃	5	6	
Ì	7	8 可燃	9 ^{ペトプラ}	10 カン	11 可燃	12	13	è
	14	15 可燃	16 學疗	17ビン	18 可燃	19	20	
	21	22 可燃	23 ^{ペップラ}	24	25 可燃	26	27	
	28	29 可燃	30	31				

ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、 指定ごみ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。

秋季全国火災予防連動 月9日(日)~15日(土)



『住宅火災の出火原因トップ3』

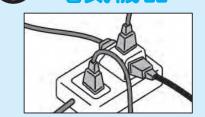
(総務省消防庁「令和6年における火災の状況(概算)」より)



火から目を離さない。こ んろ周りに燃えやすい物を 置かないことが大切です。 煙や湯気が発生しやすい台 所には、『住宅用火災警報 器(熱式)』が適しています。



寝たばこは危険です。た ばこが原因で亡くなる方は 少なくありません。絶対に やめましょう。寝室(階段 上部)には、『住宅用火災 警報器(煙式)』が適して います。



電源タップは、定格容量 を守りましょう。定期的な 掃除は、トラッキング現象 の予防になります。また、 地震による電気火災の対策 として、感震ブレーカーの 設置がおすすめです。

電気器具類による火災が増加!!

電気器具類とは、電源プラグ、電源タップ、 リチウム電池 (ボタン電池など)、充電式電池 (モ バイルバッテリーなど) などを言います。

リチウム電池(ボタン電池など)を処分する時は、 絶縁テープを電池の(+)部分と(-)部分に貼 り絶縁処理を行ってください。電池同士の接触に より、放電して発火する恐れがあります。

充電式電池(モバイルバッテリーなど)は、落 下による大きな衝撃や水没などが原因で出火する 恐れがあります。異常を確認した場合は使用をや めましょう。

住宅用火災警報器の必要性

『住宅火災 100 件当たりの死者数』 (人/火災 100件)



(総務省消防庁の資料より)

10年を目安に交換しましょう!!

※住宅用火災警報器を交換する場合、 電池のみを交換するのではなく、機 器ごとの交換を推奨しています。





20240-22-2119 **2**0240-25-2119 **2**0240-38-2119

21 2025.11 広報ひろの 2025.11 広報ひろの 20